

境港管理組合監査委員公告第1号

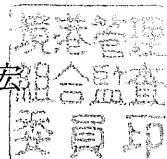
地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第2項の規定に基づき審査を行い、平成24年9月10日付で提出した「平成23年度境港管理組合歳入歳出決算審査意見書」に付した審査意見について措置を講じた旨の通知があつたので公表する。

平成25年6月21日

監査委員 法 正 良



監査委員 岡 本 康 宏



決算審査意見書に付した審査意見に基づき境港管理組合管理者が講じた措置

監査意見	講じた措置
<p>1 日本海側拠点港としての機能の充実について</p> <p>境港は、国際海上コンテナ、原木、外航クルーズ（背後観光地）の3機能で、日本海側拠点港に選定された。</p> <p>国際海上コンテナについては、平成24年1月に貨物のパッキングサービス等を行う事業所が稼働するなど、コンテナ貨物取扱量の増加に向けた環境が整いつつある。原木については、境港の取扱量は従来から日本海側の港の中で最も多く、その取扱量は確実に伸びている。</p> <p>外航クルーズ（背後観光地）については、アジアクルーズターミナル協会（ACTA）への加入や積極的なポートセールスにより、これまでに比べて大型の外</p>	<p>境港は、日本海側拠点港に選定され「北東アジアのゲートウェイ」としての機能強化を進めているところである。</p> <p>「国際海上コンテナ」については、船社、荷主に対して積極的なポートセールスを開拓し、国際シームレス物流の活用など、コンテナ貨物の増大に向けた取り組みを強化している。「原木」については、中野地区国際物流ターミナルの整備促進等、原木取扱量の増大に対応した港湾機能の向上に取り組んでいる。</p> <p>「外航クルーズ（背後観光地クルーズ）」については、海外プロモーションやクルーズシンポジウムの開催など、クルーズ客船</p>

航クルーズ船の寄港が予定されており、寄港数も増加している。

日本海側拠点港に選定された機能については、毎年その実績が評価されるため、継続的に機能強化していく取り組みが必要である。

また、北東アジアのゲートウェイを目指す境港としては、日本海側拠点港としての機能の一層の充実を図っていく必要がある。

については、日本海側拠点港に選定された機能について着実に実績を積むとともに、選定されなかった国際フェリー・国際RORO船、リサイクル貨物の各機能についても、追加選定に向けた実績づくりに引き続き努められたい。

2 港湾施設の整備について

境港は、重点港湾の指定に加えリサイクルポートの指定や日本海側拠点港の選定を受け、港湾施設整備の充実が期待されている。

平成24年度からは国の事業として境港外港中野地区国際物流ターミナル整備事業が事業化されており、貨物のふ頭用地の不足や貨物船の沖待ちの解消が期待されている。

また、夢みなとタワーに隣接する竹内南地区の貨客船ターミナルの整備も国に要望しているところである。

については、鳥取・島根両県と連携して、港湾施設整備の一層の推進に努められたい。

の寄港促進の取組を進めている。

また、選定されなかった国際フェリー・国際RORO船、リサイクル貨物については、追加選定に向け、既存定期国際貨客船航路等を利用したトライアル輸送や、国内RORO船のトライアル輸送などを実施し、貨物量の増加や国内航路の誘致などの機能向上に向けた取り組みを推進している。

「北東アジアゲートウェイ」としての機能を強化するため、引き続き鳥取・島根両県、中海・宍道湖・大山圏域市長会及び関係団体等と連携し、竹内南地区の貨客船ターミナルの整備の事業採択や境港外港中野地区国際物流ターミナル整備事業の早期完成を国に要望するとともに、人流・物流の拡大に向けて、ポートセールスの強化や港湾利用サービス向上の取り組みを推進する。